

補論

デジタル貿易

第四次産業革命等の技術の進歩や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済・社会のデジタル化の急速な進展により、データの越境移転に係る取扱いや、サイバーセキュリティの確保等、広範な論点を包含したデジタル貿易に係るルール形成の必要性が急速に高まっている。

WTOをはじめとし、G7、G20、OECD、APEC等、様々な国際的枠組みでデジタル貿易に係るルール形成の議論がされており、また、特にEPA/FTAにおいてデジタル貿易に関する規律を設ける動きが活発化している。

1. デジタル貿易に関する主要論点

WTOでは、デジタル貿易について、新しい取引形態であること、国境を越える取引を伴うことが多いこと等を踏まえ、WTO協定との関係も含めて議論が進められている。具体的に議論・検討の対象となっている主な論点は以下のとおりである¹。

(1) データの自由な越境移転

デジタル経済の進展により、国境を越えて移動するデータ量も急速に拡大している。また、データの越境移転を伴うビジネスの様態も多岐に渡っている。例えば、消費者とサービス提供者がデータのやり取りをするオンラインショッピングやオンライン配信等のビジネスや、個人のサービス利用情報等をアルゴリズムにより分析し広告等のビジネス目的で活用するオンライン・プラットフォーム等のビジネス、IoT (Internet of Things) 化によりモノ同士のデータのやり取りを伴うネットワーク化された製造業等が挙げられる。

このように、データの越境移転とビジネスが切り離せない関係に発達した結果、データの自由な越境移転を確保することが重要であるが、一方で、個人情報の保護等の一定のデータ保護の政策が、

信頼のあるデジタル経済の発展には欠かせない要素である。

データの越境移転を巡る各国のアプローチは異なる。米国は、商業的利益を重視して、自由なデータの越境移転を志向する一方、EUは個人情報保護を基本的権利と見なし、データの越境移転の前提として個人情報保護を重視する。これに対して、中国は国家安全保障を理由としてデータの越境移転規制を正当化する²。

プライバシー保護、自国の産業保護、又は国家安全保障の観点等の理由から個人情報や国家にとり重要なデータについて、越境移転規制や国内へのデータ保存を義務付ける規制が過剰なものとならず、デジタル経済の発展を促すものとなることが重要である。こうしたことから、2019年1月のダボス会議において安倍総理（当時）が「信頼性のある自由なデータ流通」（データフリーフローウィズトラスト：DFFT）の概念を提唱し、同年6月に開催されたG20大阪サミットにおいてもDFFTが首脳宣言に盛り込まれる等、プライバシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の信頼や安心を確保することで、自由なデータ流通を促すような環境作りに向けた国際的な議論が行われて

¹ EPA/FTAにおける電子商取引章を含めたルール全般については第 III 部 7 章電子商取引の項参照。

² https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/adtera_e.pdf

いる。データの自由な越境移転に関するルール形成は、EPA/FTA で先行しているが、WTO においても電子商取引有志国会合を中心として議論が進められている。

(2) コンピュータ関連設備の設置

特定の国においてビジネスを行うための条件として、サーバ等のコンピュータ関連設備の国内設置要求が行われる場合がある（「データ・ローカライゼーション要求」と呼ばれる）。その目的としては当局によるデータへのアクセスの確保、安全保障や産業政策的観点等が考えられるが、国境を越えたビジネス活動を行う企業にとって、新たに当該国においてコンピュータ関連設備を設置することはデータ保護に関するセキュリティ上の脆弱性を招きうるとともに、ビジネスコストを引き上げ、投資抑制やグローバル展開の妨げとなりうる。

データ・ローカライゼーション要求については、EPA/FTA においてルールが策定されているほか、OECD による規制の強度に応じた分類³、G7 による経済的・社会的インパクトの分析⁴等、国際的な議論が進められている。WTO 電子商取引有志国会合においても商業的に有意義なルールの実現に向けた交渉が行われている。

(3) ソース・コード及びアルゴリズムの保護

ソフトウェア産業の発展及び IoT 化の進展により、企業が保有するソフトウェア情報の保護が一層重要となっている。外国政府から、当該国市場参入の条件として、ソフトウェア情報をプログラミング言語で表したソース・コードや、プログラムの処理手順を表すアルゴリズムの開示を要求されることは、製品のセキュリティ強度の低下や技術流出の要因になり、製品販売を断念せざるを得なくなることもつながる。このため、これらは

財産的価値を有する情報（proprietary information）として保護すべきとの機運が高まってきた。

ソース・コード及びアルゴリズムの保護については、EPA/FTA において先行的にルール形成が行われてきたところ、WTO でも電子商取引有志国会合において議論が行われている。日本は、日米デジタル貿易協定や日英 EPA においてソース・コード及びアルゴリズムを保護しており、企業の競争力の源泉であるソフトウェア情報を十全に保護すべきという立場を取っている。一方、例えば、EU においては、今後更なる発達が予想される AI 技術の潜在的リスクを回避するためにアルゴリズムの透明性が必要であるという論調⁵もあり、アルゴリズムを保護の対象に含めていない^{6 7}。

(4) デジタル・プロダクトの WTO 協定上の取扱い

デジタル貿易は、財、サービスの流通構造に大きな変革をもたらしてきたが、デジタル貿易の概念やこの商形態を WTO 協定上どう取り扱うかについての決着はついていない。

いわゆるデジタル・プロダクトの分類問題は長年議論されてきた。デジタル・プロダクトを売買する際、その代価は物の購買料か、サービスの対価か、知的財産権の使用料かという分類により、適用されるべき規律が異なってくる。また、本質的に同じモノが物理的に流通する場合とネットワーク上で流通する場合とで差別的な取り扱いがある場合は、貿易歪曲効果を生じさせるとの指摘もなされている。

例えば、EU は、デジタル・プロダクトの提供はサービスの範疇に含まれ、サービスの提供を規律する GATS が適用されるべきであり、提供の手段が、例えば放送サービスによる場合とデジタル貿易による場合とで差を設けるべきではない（技術中立性を保つべき）と主張している。

³ OECD “Mapping commonalities in regulatory approaches to cross-border data transfers” (2021) p.11

([https://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=TAD/TC/WP\(2020\)15/FINAL&docLanguage=en](https://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=TAD/TC/WP(2020)15/FINAL&docLanguage=en))

⁴ https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/983273/Annex_2_Roadmap_for_cooperation_on_Data_Free_Flow_with_Trust.pdf

⁵ https://www.vzbv.de/sites/default/files/downloads/2021/01/21/21-01-26_study_ai_and_trade.pdf

⁶ 電子商取引有志国会合における EU 提案（第 2.6 条）https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2019/may/tradoc_157880.pdf

⁷ なお、日本の EPA 等の規律においても、例外として一定の条件の下で、規制機関・司法当局によるソース・コード及びアルゴリズムの提供等を要求する政策介入余地を確保している。

日本の立場は、デジタル・プロダクトが CD-ROM 等の媒体に記録されて越境取引される場合に GATT の規律対象になるケースにおいては、同様のデジタル・プロダクトが仮にインターネットを通じて配信される場合にも、GATT に適用されるような、最恵国待遇、内国民待遇の原則が適用されることが不可欠であるというものである。米国も同様に、デジタル・プロダクトに適用される規律は、GATT か GATS かという狭い議論ではなく、デジタル貿易の発展という目的に適うことが重要であり、現在与えられている市場アクセスの程度を後退させるような決定を行うべきではないと主張している⁸。このような観点からは、EU の「デジタル貿易に GATS の規律のみを適用すべき」という主張に対しては、GATS の 155 分類のサービス分類中、特に映像・放送サービスに係る文化的理由を付した最恵国待遇免除登録及び市場アクセス・内国民待遇に関する留保を、デジタル貿易に適用することを狙うものではないかとの懸念がある。デジタル・プロダクトの概念についてはなお整理が必要であるが、デジタル貿易の推進のためには、内国民待遇、最恵国待遇等の WTO の基本原則の適用が最大限確保されるべきである。

(5) 電子送信に対する関税賦課問題

従来、CD-ROM 等の媒体に格納され、モノの形で取引されてきたデジタルコンテンツがオンライン上で取引された場合の課税を考えた場合、これらの取引を徴税機関が捕捉することは物理的に非常に困難であるという問題がある。また、電子送信行為を課税の対象とし、送信量（通信ログ等により算出）に基づき課税しようとしても、デジタルコンテンツそのものの価値と送信量は必ずしも比例しないことから、実際のコンテンツの価値の評価とは無関係に課税されるという問題が生ずる。

このように、電子送信に対する関税賦課には技術的な問題があることに加え、デジタル貿易の発展のために、自由な取引環境を確保する必要があるとの観点から、インターネット取引に関税を賦課すべきではないとの国際合意を形成すべきとの声が高まってきた。

その結果、第 2 回閣僚会議（1998 年 5 月）に

おいて、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が合意され、その中に、「次期閣僚会議（1999 年）まで電子送信（electronic transmission）に対する関税を賦課しないという現在の慣行を継続する（関税不賦課のモラトリアム）」旨記載された（なお、物品の配送が物理的に行われる場合には、通常取引同様関税賦課の対象となる）。

この関税不賦課のモラトリアムの取り扱いについては、第 3 回閣僚会議（1999 年 12 月）が決裂した結果、合意がない状態が続いていたが、第 4 回閣僚会議（2001 年 11 月）において、第 5 回閣僚会議までの延長が宣言された。しかしながら、その後、第 5 回閣僚会議（2003 年 9 月）が決裂し、この関税不賦課のモラトリアムは延長されていなかったが、2004 年 7 月末の一般理事会合意により 2005 年末の第 6 回閣僚会議までモラトリアムは延長されることで合意された。その後、途上国を中心に、デジタル貿易による恩恵を十分に受けていないとして、モラトリアム延長に慎重な意見が出されることがあったが、第 6 回閣僚会議（2005 年 12 月）、第 7 回閣僚会議（2009 年 12 月）、第 8 回閣僚会議（2011 年 12 月）、第 9 回閣僚会議（2013 年 12 月）、第 10 回閣僚会議（2015 年 12 月）においても、次回閣僚会議までのモラトリアムの継続が決定された。第 11 回閣僚会議（2017 年 12 月）では、「2019 年開催予定の第 12 回閣僚会議まで」モラトリアムを継続することが決定されたが、第 12 回閣僚会議の開催が延期されたことを受け、2018 年 7 月に開催された一般理事会において、モラトリアムの期限を「2019 年末」とすることが決定された。2019 年 12 月に開催された一般理事会では、モラトリアムの延長に慎重な立場のインド、南アフリカ及びスリランカの意向を踏まえ、モラトリアムのスコープ、定義及びその影響を含む構造的な議論を電子商取引作業計画の下で 2020 年前半に実施することを前提に、モラトリアムを第 12 回閣僚会議まで延長することが決定された。第 12 回閣僚会議は、当初 2021 年に開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による延期を経て、2022 年 6 月に開催された。同会議では、第 13 回閣僚会議までのモラトリアムの延長（ただし、第 13 回閣僚会議の開催日が 2024 年 3 月 31 日より

⁸ この考え方は、CPTPP 協定や日米デジタル貿易協定の「デジタル・プロダクトの無差別待遇」条で具体化されている。

も後になる場合には閣僚又は一般理事会が延長の決定を行わない限り同日限りで失効)が合意された。また、電子商取引作業計画の下で、開発側面を含めて作業を再活性化し、モラトリアムに関する議論を加速させ、一般理事会において、スコープや定義等を含めて定期的なレビューを実施することになった。一方で、インドネシアは2022年12月、ソフトウェアや電子的データ、マルチメディア

などのデジタル製品の輸入者に税関申告を求める方法を検討している旨WTO一般理事会へ報告するとともに、2023年1月に「使用目的の輸入物品の引き取りに関する財務大臣規定190/PMK.04/2022号」を施行し、ソフトウェアなどのデジタル製品に対する輸入関税の課税根拠を示すなど、電子的送信に係る関税法令の整備の動きを具体化している国もある。

2. WTO における検討の経緯

前述のとおり、WTO では電子商取引の名の下にデジタル貿易に係るルール形成を目指している。WTO における検討の経緯をまとめると以下のとおりである。

(1) 第 2 回閣僚会議における作業計画の決定 (1998 年 5 月)

第 2 回閣僚会議において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が採択された。本宣言では、関税不賦課モラトリアムとともに、電子商取引に関するすべての貿易関連の問題について検討するための作業計画の策定が決定された。

(2) 作業計画の策定と下部機関における検討 (1998 年 10 月～1999 年 7 月)

閣僚宣言を踏まえて 1998 年 10 月に電子商取引に関する作業計画が策定された。以後、サービス理事会、物品理事会、TRIPS 理事会、貿易と開発委員会の 4 下部機関における検討が 1999 年 7 月まで行われ、その検討結果が一般理事会に報告された。

(3) 電子商取引作業計画の中断と再開 (1999 年 12 月～2000 年 12 月)

第 3 回閣僚会議が決裂した後、電子商取引作業計画は事実上休止していた。しかし、技術革新の早い分野における電子商取引関連セクターの自由化、ルール策定を求める声は閣僚会議決裂後も引き続き高く、第 3 回閣僚会議から約半年後の

2000 年 7 月の一般理事会において、電子商取引作業計画の再開が決定された。その後、下部機関での検討が進められる中で、電子商取引を巡る WTO 上の諸問題の多くは分野横断的視点からの検討が必要であるとの認識が、日本をはじめ各国の間から生じてきた。そこで、電子商取引が WTO 上の規律に与える様々な影響(モノ、サービス、知的財産等の貿易に対する影響)を幅広く理解するために、電子商取引に関して分野横断的な検討を行うべく作業部会の設置が検討された。

2001 年 6 月に電子商取引特別会合(dedicated discussion on e-commerce)を開催し、専門家による分野横断的課題の集中的な討議を行うことが決定された。

(4) 第 4 回閣僚会議 (2001年11月)

第 4 回閣僚会議では、電子商取引作業計画を継続し、計画を更に進めるために適切な枠組み(institutional arrangements)を作ることを検討すること、そして第 5 回閣僚会議に検討の進捗状況につき報告を行う旨が宣言された。

(5) 第 4 回閣僚会議以降の動き

第 4 回閣僚会議以降、電子商取引に関する検討は、引き続き一般理事会の下で電子商取引特別会合を中心に行われた。第 2 回会合(2002 年 5 月)以降も引き続き分類問題について議論がなされたほか、財政的インプリケーションについても議論が行われた。日本からも開発に関して IT 協力を紹介するペーパーを提出し、本件に関する積極的貢献を行った。この他、2002 年 4 月に貿易と開発委員会でセミナーが開催されたこともあり、開

発途上国の関心が寄せられた。これらの結果、電子商取引推進の重要性について開発途上国の理解を徐々に得るに至った。

また、米国は、電子商取引の更なる発展のためにいくつかの基本的な原則（自由な取引環境の確保、市場アクセスの拡大、関税不賦課モラトリアムの恒久化等）について加盟国間で合意を目指すことを提案し、先進国からは概ね支持が得られた。

（6）第 6 回閣僚会議（2005年12月）

第 6 回閣僚会議では、電子商取引作業計画に基づく検討作業が未だ完了していないことに留意し、開発関連事項及び電子ソフトウェアの貿易上の取扱等に関する議論を再活性化することが合意された。

（7）第 7 回閣僚会議（2009年12月）

第 7 回閣僚会議では、電子商取引作業計画に関して、作業を精力的に再活性化させること、一般理事会が作業計画の進捗の定期的レビューを行うこと、作業計画は基本的な WTO の原則や電子的に送信されたソフトウェアの貿易上の取り扱いに関する議論を含むこと等が合意された。

（8）第 8 回閣僚会議（2011年12月）

第 8 回閣僚会議では、インターネットのアクセス性の向上の観点から、開発途上国、とりわけ後発開発途上国に対する特別の配慮をもって作業計画の再活性化を継続させること、零細・中小企業による電子商取引へのアクセスについても調査すること、一般理事会が作業計画の進捗状況を評価し、次回閣僚会議における何らかの勧告について検討するための定期的レビューを行うこと（2012年 7 月及び 12 月並びに 2013 年 7 月の会議において）等が合意された。

（9）第 9 回閣僚会議（2013年12月）

第 9 回閣僚会議では、積極的な作業の継続、WTO の基本原則（非差別性、予見可能性及び透明性を含む）の遵守、開発途上国（とりわけ後発開発途上国）や電子商取引への接続が少ない国に対

して特別な配慮をしつつ、電子商取引の適用を進展させること、零細・中小企業による電子商取引へのアクセスについての調査の継続、一般理事会が作業計画の進捗状況の定期的レビューを実施すること等が合意された。

（10）第 10 回閣僚会議（2015年12月）

第 10 回閣僚会議では、電子商取引作業計画の継続と、次回閣僚会議までに、一般理事会が作業計画の進捗状況の定期的レビューを実施することも合意された。

第 10 回閣僚会議以降、電子商取引分野は各国の関心を集め、2016 年 7 月の電子商取引特別会合に向け、様々な提案が各国から WTO に提出された。日本からも、WTO における電子商取引の具体的ルール形成に積極的に参画すべく、情報の電子的手段による国境を越える移転の確保、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、ソース・コード開示要求の禁止を議論すべき論点として盛り込んだ提案をおこなった。しかし、同年 10 月に開催された電子商取引特別会合では、一部加盟国から、電子商取引特別会合で議論をおこなうという手続面へ懸念が表明されたことで内容面には議論が及ばず、以後、電子商取引の議論は停滞した。

（11）第 11 回閣僚会議（2017年12月）

上記の状況に鑑み、第 11 回閣僚会議では、WTO における電子商取引の議論を進展させるため、閣僚間で、分野横断的な議論の実施に合意できるかどうか大きな争点となり、先進国・途上国を問わず多くの国から、4 下部機関（サービス理事会、物品理事会、TRIPS 理事会、貿易と開発委員会）毎の個別分野に閉じない分野横断的な新たな場の立ち上げもしくは電子商取引特別会合の制度化の提案が行われた。しかし、途上国の一部が既存の議論のあり方を変えることに強く反対し、分野別議論の継続を主張したことから、最終的には分野横断的な議論の実施については合意できず、第 10 回閣僚会議に続き、一般理事会が作業計画の進捗状況の定期的レビューを実施するとの合意に留まった。

こうした動きの中で、第 11 回閣僚会議の際に日本は豪州、シンガポールとともに、電子商取引の議論を積極的に進めるべきとの立場をとる有志国を集め、電子商取引閣僚会合を主催した。同会合終了後、71 の加盟国と WTO における電子商取引の議論を進めるという目標を共有すること、電子商取引を円滑化するため、オープンで透明性があり無差別的で予測可能な規制環境を作り上げていくために WTO が担う重要な役割を認識すること、電子商取引の貿易関連側面に関する将来的な WTO 交渉に向けて、2018 年第一四半期から探求的な作業を始めること、全ての WTO 加盟国に対して参加を奨励すること等が盛り込まれた共同声明を发出了。この取組は「共同声明イニシアティブ (Joint Statement Initiative, JSI)」と呼ばれ、WTO において「有志国が議論を主導する」という今後の議論の進め方の方向性を示すこととなった。

(12) WTO 電子商取引有志国会合の取組

上記共同声明をうけ、2018 年 3 月から、将来の WTO 電子商取引ルールに含まれるべき要素について議論を行う探求的作業が開始された。

第 11 回閣僚会議での立ち上げから 1 年を経た 2019 年 1 月、スイス (ダボス) において、日本は、豪州、シンガポールとともに、WTO の電子商取引に関する非公式閣僚級会合を主催した。同会合で各国代表は、WTO におけるルール作りの意義等について意見交換を行い、会合後、国際貿易の約 90%を代表する 76 の加盟国 (当時⁹) で、電子商取引の貿易側面に関する交渉を開始する意思を確認する共同声明を发出了。

加えて、2019 年 6 月の G20 大阪サミットの機会に開催された「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において、27 か国の首脳の参加の下、WTO 電子商取引有志国会合に参加する 78 の加盟国 (当時) とともに、今後、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を立ち上げる旨の「デジタル経済に関する大阪宣

言」を发出了。当宣言において、WTO 電子商取引有志国会合での交渉については、第 12 回閣僚会議までに実質的な進捗を得ることを目指すことに合意した。

WTO 電子商取引有志国会合では、当初、各国からのテキスト提案を基に、デジタル貿易・電子商取引の円滑化や、自由化、信頼向上等、6 つのフォーカスグループに分かれて議論が進められていたが、2019 年 9 月からは各国のテキスト提案をストリームライン化した共通のテキストを用いた交渉が開始された。

2020 年 1 月、スイス (ダボス) で開催された電子商取引に関する非公式閣僚級会合では、第 12 回閣僚会議までに、テキストのストリームライン化を更に進め、「統合交渉テキスト」を作成することで一致した。新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 2 月の対面会合を最後に、交渉はオンライン方式及びハイブリッド方式 (対面会合とオンライン会合の組み合わせ) によって継続され、同年 12 月、「統合交渉テキスト」が取りまとめられた。これに合わせて公表された共同議長国による進捗報告¹⁰には、複数の論点について良好な進捗が得られたことから、2021 年にはより難しい課題であるデータ移転関連の規律について取り組み、第 12 回閣僚会議までに実質的な進捗を達成すべく、更に議論を加速していくことが記載された。

2021 年 12 月の開催が予定されていた第 12 回閣僚会議は延期されたが、同月、共同議長国閣僚声明¹¹が發出され、オンライン消費者保護やオープンガバメントデータ等の 8 つの条文¹²で意見の収れんを達成したこと等、これまでの交渉の進捗を確認するとともに、2022 年末までに残る論点の多くについても収れんを目指すことが示された。

その後、2022 年 6 月に共同議長国閣僚声明が發出され、時宜を得た交渉妥結へのコミットメントを再確認し、同年末までに「統合交渉テキスト」を改定することが示された。

さらに、2023 年 1 月、スイス (ダボス) において、日本は、豪州、シンガポールとともに、電子商取引に関する非公式閣僚級会合を主催し、共

⁹ 2021 年 3 月時点で 86 加盟国が参加。

¹⁰ 経済産業省プレスリリース (2020 年 12 月 15 日) <https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201215001/20201215001.html>

¹¹ 経済産業省プレスリリース (2021 年 12 月 14 日) <https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211214001/20211214001.html>

¹² ①オンラインの消費者保護、②電子署名及び電子認証、③要求されていない商業上の電子メッセージ、④政府の公開されたデータ、⑤電子契約、⑥透明性、⑦ペーパーレス貿易、⑧開かれたインターネット・アクセス

同議長国閣僚声明を発出した。この中では、2022年12月に実施された「統合交渉テキスト」改定等の成果を確認した上で、残された論点についても今後の議論を加速させ、2023年末までの実質的な交渉妥結を目指すとした。

日本としては、越境データ移転、データ・ローカライゼーション要求の禁止、電子送信に対する関税不賦課モラトリアムの恒久化、デジタル・プロダクトの無差別待遇、ソース・コード及びアルゴリズムの保護、ICT 製品に使用される暗号の保

護の規律¹³は「高い水準かつ商業的に意義のある成果のための鍵である」という立場であり、DFFTの考え方の下でこれら規律のグローバル化を目指していく方針である。

なお、交渉で取り上げられている電子商取引の規律は複数の既存 WTO 協定に関するものであるが、どのような法的枠組みを採用するかについては決まっておらず、交渉参加国間で議論が行われている。

¹³ 2021年1月、世界各国の78産業団体が発出した共同声明では、WTO電子商取引有志国会合における合意は、不必要又は差別的なデータ・ローカライゼーション要求及びデータ移転制限を規律すべきであり、法的枠組み間での相互運用性の原則に導かれたものであるべきとされている。<https://www.bsa.org/files/policy-filings/01262021multiltrxborderdata.pdf>

参 考

電子的に配信されたサービスに対する付加価値税 (VAT: Value Added Tax)

インターネット等を通じて国外事業者からデジタルコンテンツ等のサービス提供を電子的に受ける場合、当該サービス提供に関する付加価値税 (Value Added Tax、以下「VAT」) が課されないとする、国内事業者から同様の電子的サービス提供を受ける場合に VAT が課されることに照らして、国内外の事業者間の競争条件にゆがみが生じることとなる。この点について OECD 租税委員会は、1998 年のオタワ電子商取引会議において、越境取引に関しては消費が行われた国による VAT 課税に服すべき旨の基本的枠組みを発表し、これを踏まえた勧告を 2003 年に公表している。EU では、理事会指令 (2006/112/EC) の下、EU 域外の事業者と EU 域内の消費者との間でデジタルコンテンツの取引が行われる場合、域外事業者は消費者の居住地の制度に従って VAT を価格に上乗せし、登録した国に納税することとされている。一方、

OSS (ワン・ストップ・ショップ) 制度を利用することで、域外事業者は、事前に VAT 登録した加盟国 1 か国を通じて各加盟国に申告納税を行うことができる。なお、域外事業者がデジタルプラットフォーム等を介してサービスを行う場合は、デジタルプラットフォーム運営事業者がサービスの供給者とみなされ、VAT の申告納税義務を負う。

日本では、インターネット等を通じたサービスが国内事業者から提供される場合には消費税が課される一方、国外事業者から提供される場合には不課税とされる状況にあったが、2015 年 10 月に施行された消費税法改正により、後者についても日本の消費税が課されることとなった。日本国内の消費者に対してインターネット等を通じたサービス提供を行う国外事業者は、日本の税務署に消費税の申告納税を行うこととされている。

参 考

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直し

経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応について、OECD を中心に議論が行われている。本コラムでは、これに関連する近年の動きについて紹介する。

1. OECD での議論

「経済のデジタル化に伴う課税上の課題 (Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy)」は、OECD/G20 が 2015 年に公表した BEPS (Base Erosion & Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) プロジェクト最終報告書において、行動 1 に関して、将来に向けて議論を継続することとされていた事項である。これまで、2016 年に立ち上げられた「BEPS 包摂的枠組み」(IF: Inclusive Framework on BEPS) において議論が行われてきており、2021 年 10 月に「2 つの柱」からなる解決策について最終合意が行われた後、現在も制度の詳細等に関する議論が続けられている。

上記のとおり、2021 年 10 月に、IF で国際合意が

実現し、同月に公表された声明では、「第 1 の柱」、「第 2 の柱」とともに 2022 年の制度化、2023 年の実施という目標が示された。その後、「第 1 の柱」については 2023 年前半の多数国間条約の署名、2024 年に発効というスケジュールが新たに示された。

① 「第 1 の柱」(市場国への新たな課税権の配分) の概要

通常利益とみなされる一定割合を超える利益を超過利益とみなし、その超過利益の一部 (25%) に対する課税権を、物理的拠点¹⁴の有無に関わらず売上高に応じて市場国に配分する仕組みである。なお、対象企業グループは全世界売上高 200 億ユーロ超かつ利益率 10% 超 (採掘産業及び規制された金融サービスは除外) とされている。

② 「第 2 の柱」(グローバル・ミニマム課税) の概要

グローバル・ミニマム課税 (GloBE (Global

¹⁴ ここにいう物理的拠点とは、我が国においては、法人税法の規定による恒久的施設 (法人税法第 2 条第 12 号の 19) を意味する。

Anti-Base Erosion) ルール) はグループ単位での年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業グループを対象に、当該グループが稼得する一定の所得について、一定の適用除外部分を除いて、最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。我が国では、国際的な合意に沿って、所得合算ルール (IIR: Income Inclusion Rule)、軽課税所得ルール (UTPR: Undertaxed Profits Rule)、国内ミニマム課税 (QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax) の3つのルールを導入する方向で検討されており、IIRについては、令和5年度税制改正において導入し、2024年4月以降に開始する会計年度より適用を開始する予定となっている。また、UTPR及びQDMTTについては、今後の国際的な議論を踏まえ、令和6年度改正以降の法制化を検討することとされている。

(参考: グローバル・ミニマム課税の概要)

所得合算ルール (IIR) : 軽課税国に所在する子会社等に帰属する所得について、親会社等の所在する国・地域で、最低税率 (15%) に至るまで課税する。

軽課税所得ルール (UTPR) : 軽課税国に所在する親会社等の税負担が最低税率 (15%) に至るまで子会社等が所在する国・地域で課税する。

国内ミニマム課税 (QDMTT) : 会社等の税負担が最低税率 (15%) に至るまで、当該会社等が所在する国・地域で課税する。

2. 諸外国の動き

「第1の柱」に係る諸外国の動向は以下の通りである。課税ルールについてのOECDにおける国家間の議論の収束に先行して、各国が独自に課税措置を導入する動き (デジタルサービス税 (DST) 等) があり、イギリスやフランスをはじめとする多くの国が、独自措置を導入又は導入を検討する一方、米国通商代表部はフランス等の独自措置に対する通商法301条調査を実施し、調査報告書を公表するとともに、こうした独自措置は不合理又は差別的なものであって、米国の商業に負担又は制限となっていると認定していた。

こうした独自措置に関して、2021年10月の国際合意に関する声明においては、今後策定する「第1の柱」に係る多数国間条約において、その締約

国は、全ての企業に対するDST及びその他の関連する類似の税制措置を廃止し、将来にわたり導入しない旨、取り決めることが明記された。また、新たなDST等は、2023年末又は多数国間条約発効のいずれか早い日まで課されないことが明記された。

「第2の柱」については、2022年12月、EU理事会が全会一致で第2の柱導入に関するEU指令を採択し、12月22日に公表された。本EU指令では、IFで合意されたモデルルールに沿った措置に加え、①同一国内のみで操業する企業グループ等に対しても所得合算ルール (IIR) の適用を求めるとともに、②各国において国内ミニマム課税 (QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-Up Tax) の導入を可能としている。

本EU指令は、2023年末までに加盟国において法制化される必要があり、2023年12月31日以後に開始する会計年度について適用することとされている (ただし、UTPRの適用は2024年以降)。なお、適用対象となる企業グループの最終親会社が12以下しか所在しない加盟国は、当初6年間は無適用を選択できることとされている。

また、英国においては、2022年7月20日、第2の柱のIIRに対応する「Multinational Top-up Tax」に関する法案が公表された。2022年11月17日、英国政府は、秋季予算演説において、2023年春の財政法におけるIIR及びQDMTTの法制化と、これらの2023年12月31日以後に開始する会計年度からの施行を公表するとともに、UTPR導入の意向を表明している (ただし、UTPRについては、早くとも2024年12月31日以後に開始する会計年度から施行することとされている。)

加えて、韓国、オーストラリア等をはじめとした各国でも、国内法制化に向けた動きが進められている。

3. 今後の課題

令和5年度税制改正大綱 (自由民主党・公明党) においては、「『第2の柱』の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社合算税制について可能な範囲で見直しを行うとともに、令和6年度税制改正以降に見込まれる更なる『第2の柱』の法制化を踏まえて、必要な見直しを検討する。」との記載が置かれている。

参 考

ガバメントアクセスに関する国際的な動き

近年、民間事業者が保有する個人情報に対する政府によるアクセス（ガバメントアクセス）への懸念が高まっている。例えば、中国では、国家情報法（2017 年 6 月施行）、サイバーセキュリティ法（2017 年 6 月施行）及びデータセキュリティ法（2021 年 9 月施行）において、民間事業者等に対し政府の情報収集活動に協力する義務が課されているが、条文上、これらに基づくガバメントアクセスは、その範囲が不合理に広がる可能性も否定できない。

法執行目的等の公共の利益を達成するために必要なガバメントアクセスは許容されるべき一方で、企業価値の源泉たるデータに政府が広くアクセスすることが許容され、適切なセーフガードが確保されない場合、企業が競争力を確保・維持する上で大きな懸念が生じ、企業の事業基盤が大きく害される恐れがあるばかりでなく、越境データ移転の障壁にもなりうる。

これに対処するため、日本は、2019 年 11 月、世界各国の個人情報保護政策の基礎・原則となっている OECD プライバシーガイドラインの見直しプロセスにおいて、「無制限なガバメントアクセス」について議論することを提案し、同プロセスにおいて議論を続けてきた。

そうした議論の中で、2020 年 12 月には、OECD デジタル経済政策委員会（CDEP）が、民間部門が保有する個人データへの信頼できるガバメントアクセスに関する共通原則がない場合、データの移転が不当に制限され、経済に悪影響を及ぼす可能性があるとの懸念を提起し、民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関するハイレベルな原則の策定を目指す旨の声明を公表した。

2022 年 12 月、スペインで開催された CDEP 閣僚会合において、「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」

(Declaration on Government Access to Personal Data held by Private Sector Entities) が採択されるに至った。本宣言は、法的根拠、正当な目的、承認、データの取り扱い、透明性、監督及び救済の 7 項目について、ガバメントアクセスに関する共通原則を盛り込んだ。

参 考

EUにおける越境データ移転規制について

EU では、一般データ保護規則（以下「GDPR」）（2018年5月施行）、データガバナンス法（以下「DGA」）（2022年6月施行、2023年9月適用開始予定）において、概要以下のとおり、越境データ移転規制が規定されている。

まず、GDPRは、EU域外へ個人データを移転する場合、以下のいずれかを含む一定の条件を満たす必要があると規定している。また、本規則には行政罰規定があり、違反行為に対しては、高額の制裁金が課されるリスクもある。

- a) 十分性認定がある場合（欧州委員会が、データ移転先の国等が十分なレベルの個人データ保護を保障していることを決定した場合）
- b) 拘束的企業準則が承認されている場合（同一企業グループ内での個人データの移転に関する規定を策定し、データ移転元の管轄監督機関が承認）
- c) 標準データ保護条項が締結されている場合（データ移転元とデータ移転先との間で、欧州委員会によって採択されたひな形条項による契約の締結）
- d) データ主体が提案されたデータ移転に明示的に同意した場合

次に、DGAは、公共セクターが知的財産権により保護されたデータ等について、移転先国における知的財産や営業秘密の保護がEU法における保護と本質的に同等であること等を欧州委員会が認める場合や、データ二次利用者がデータの移転後も一定の義務を遵守し、かつ、当該義務の遵守に関するいかなる紛争についてもその公共セクターの属する加盟国の裁判管轄に服することを承諾している場合等に限り、越境移転が可能であると規定している。

また、データ法案（2022年2月公表）は、非個人データの越境移転規制を含む。同法案27条によれば、非個人データの越境移転がEU法又はEU加盟国の国内法に抵触する場合、データ処理サービス提供者は、当該越境移転を防止するために、合理的、技術的、法的、組織的なあらゆる措置を講じなければならないと規定している。